評註
校正

神皇正統記

一

帝紀

共六本

内閣文庫
和書
二〇二六九
六冊
一
二六九函
架 冊 號 類

和書門
二〇二六九
六六三
冊 架 函 號 類

内閣文庫
番號 和 20269
冊數 6 (1)
函號 269 8

269-8

Kodak Gray Scale
© Kodak, 2007 TM: Kodak
COLORchecker x-rite
MSCCPPCC0411
MSCCPPPE0411

国立公文書館
National Archives of Japan

北畠准后親房公撰

評註
校正 神皇正統記 全六冊

京城 同盟書賈梓

評註校訂神皇正統記卷之一目録

天神七代
國常立尊
國狹槌尊
豐斟渟尊
泥土煮尊
沙土煮尊
大戸道尊
大苫邊尊
面足尊

淺草文庫

惶根尊
伊弉諾尊
伊弉冊尊

地神五代

天照大神
忍穂耳尊
瓊瓊杵尊
彦火火出見尊
鸕鷀草葺不合尊

評註校訂神皇正統記卷之一

准后源親房公撰

神代之段

大日本い神國なり天祖はじめて基をひらき日神なほ
統を傳へ給ふ我國のみ此事あり異朝おい其たぐひあ
此ゆえお神國といふなり神代おい豊葦原の千五百秋の
瑞穂國といふ天地開闢のはじめより此名あり天祖國常
立尊陽神陰神おけうけ給ひて救お聞えたり天照大神天
孫尊おゆづりたまふおこの名おもび根本の号なりと
知わたる又い大八洲國といふ是い陽神陰神此國を生し
給ふ八の嶋やなどおよそ名づけられおそれ又

四天詩史曰其曰鈔曰記其他家乘日録汗牛充棟而巍然如山嶽者莫神皇正統記若焉

日本紀曰天神謂伊弉諾伊弉冊尊曰有豊葦原千五百秋瑞穂之地宜汝往治之迺賜天瓊戈

全昏曰天照大

神教皇孫曰芦原千五百秋之瑞穂国是吾子孫可王之地也

後漢書曰倭在韓東南大海中依山島為居凡百餘国自武帝滅朝鮮使駅通於漢者三十許国国皆称王世世傳統其大倭王居邪馬臺国

い耶麻止やいとこれい大八洲の中津國の名なり第八おあるたび天御虚空豊秋津根別といふ神を生給ひ〜是を大日本豊秋津洲と名ぜ〜今い四十八箇國おなりてを中州なり〜上お神武天皇東征より代々の皇都なりよりてその名をやまと〜餘の七州をもまべく耶麻土といふなるべ〜しるし〜あも周の國より出たるゝ〜ぞ天の下を周といひ漢の地より行こうたるもを海内を漢や名ぜ〜がおや〜耶麻土やいをるこれい山迹やいなもむう〜天地ゝうれく泥のうるおひいまゞ乾うび山をのみ往来〜くその跡おかうそれび山迹といふあるひい古語お

隋書曰日出所天子致書日没所天子無恙

万葉集詠不尽山歌曰日本之山跡国乃鎮十方

居住を止やいお山お居住せ〜およりや〜山止なりもい〜なりや大日本やも大倭やも書こやこれい此國漢字傳く後國の名をかく〜お字をび大日本や定めくもうも耶麻土と讀せなるなの大日要の御國なれびそのの義をもとれるうまる日の出るところおちるそれび然いるるる義いうそれぜ字のまゝお日のもやゝい讀び耶麻土や訓ぜう我國の漢字を訓ぜるこや杉かくかくのごやゝおのぜうう日ぜもやれといるるい文字およれるあう國の名とせるおあうぞまる古へより大日本やも若い大の字を加へび日本とも書る州の名ゝ大日本豊秋津といふ懿徳孝霊孝元等の

御諡皆大日本の字あり垂仁天皇の御女大日本姫といふ
これ皆大の字あり天神饒速日尊天の磐船にのりて大虚を
うけたまへり虚空見日本の國を宣ふ神武の御名神日本磐余
彦と号し奉る孝安を日本足閑化を稚日本と号し景行
天皇の御子小碓皇子を日本武尊と名付奉るこれ大を
加へたるなりこれと同じくやまと讀せたまひ大日
霊の義をとくがおりやまと訓てもうるはしきなり
後漢土より字書を傳る時倭といひし此國の名に用ひ
たるを即領納しまことの字を耶麻土と訓しに日本の
こゝに大を加へても又除きても同じ訓に通用しそ

漢土より倭と名付たるとやうもむかし此國の人をゆめ
て彼土にいたりて汝ら國の名をいかゞいふやとひけ
るに我國やまと云ものをもて倭と名付たりと見ゆ漢
書に樂浪の（彼土の東北に樂浪郡あり）海中に倭人あり百餘國を分て
たりといふ若前漢のころまでに通じそめるか（一書に秦の代よりすでに）
通ずるも見ゆ後漢書に大倭主い耶麻堆に居ひしを見えさ
下に記せり（耶麻堆いやまとゐなり）これい君をぞ此國の使人本國の例に
たる大倭と称するはよりかく記せるか（神功皇后の新羅百濟高麗をもこうし）
給ひしに後漢のすゑまでもあるべきにこそ漢地にも通ぜしれた
たまと見えたれば文字もさだめて傳るにこそ一説に秦の
時より書籍を大倭といふ事い異朝にも領納しまことに書傳に

隋史曰皇帝問倭皇使人長吏大禮蘇因高等至具懐朕欽兼宝命昭御區宇思弘德化覃被含靈愛育之情無隔遐迩知皇介居海表撫寧民庶境内安楽風俗融和深氣至誠也

のせたまひ此國おのゝほめあゝ称したまふあるべし（異朝おゝ大漢大唐おゝ）といふ大なる唐書おゝ高宗咸亨年中おゝ倭國の使ありて講ずるこゝろあり

めゝあゝためゝ日本と号は其國東おゝあり日の出るゆゑあるゝをいふゆゑ載たる此こゝ我國の古記おゝたゝかろちゝきをいふゆゑ載たる此こゝ我國の古記おゝたゝか

ゝゝべ推古天皇の御時ゝろゝゝの隋朝より使あるゝ書をおゝくまたゝしおゝ倭皇とかゝゝ聖德太子みづゝ筆をゆゝて返牒を書たまひゝあべ東天皇敬白西皇帝や有るゝ彼國より倭と書たれど返牒おゝ日本とゝも倭とゝものせゝべゝれよゝ上代おゝ牒ありゆゝも見えざるゆゝ唐の咸亨のこゝろゝ天智の御代おゝあたゝされべまゝゝゝゝ中ごゝ

神武紀曰三十有一年夏四月乙酉朔皇輿巡幸因登腋上嗛間丘而迴望国状曰妍哉乎国之獲矣雖内木綿之真迮国猶如蜻蛉之臀咬焉由是始有秋津洲之号也

又曰昔伊弉諾尊目此国曰日本者浦安国細戈千足国磯輪上秀真国彼大已貴大神目之曰玉牆内国

ゆゝ日本と書くおくられたるあやまた此國をゝ秋津洲

やゝゝゝ神武天皇國の形をめぐゝゝ望給ひゝ蜻蛉の臀

目咬ゆゝやゝゝあるゝゆゝと宣ひゝゆゝ此名ありとて然也

ど神代おゝ豊秋津根やゝゝゝ名あれば神武おゝそゝめげゝおゝ

や此外ゝもあまゝ名あり細戈千足國ゝゝ磯輪上秀真國や

ゝ玉垣内國ゝゝゝいふゝまゝ扶桑國ゝゝゝゝあゝが東海

の中おゝ扶桑の木あゝ日の出るゆゝろと見えたり日本ゝ

東おゝあればゝゝゝゝゝゝゝゝか此國おゝゝゝ木ありゆゝゝゝ

ゝゝゝきゝえねべたゝゝれる名おゝあゝげるべゝ九内典

の説おゝ須弥ゝゝゝゝゝ山ありゝその山を廻ゝゝゝ七の金山あり

田天詩史曰正紋記作明国体正名分実為神州亀鑑而不能無後佛之果鳴呼卓識如准后猶尚如此邪説之惑世習俗之移人可畏哉

其中間いみれ香水海なり金山の外ゆ四大海ありこの海中ゆ四大洲あり洲こそゆまた二つゆ中洲あり南洲をぞ贍部といふ閻浮提といふ同これい樹の名なり南洲の中心ゆ阿耨達といふ山あり山の頂ゆ池あり阿耨達池これい無熱といふ外書ゆ崐崘と池のかさいゆ此樹あるめぐりいへり即此山なり七由旬高さ百由旬なり一由旬ゆ四十里なり六尺を一歩とし三百六十歩を一里とし此里をもつて由旬を計るべし此樹州の中心ゆあるべく尤高し依て州の名とす阿耨達山の南い大雪山北い葱嶺なり葱嶺の北い胡國雪山の南い五天竺東北ゆよりて震旦國西北ゆあるべきい波斯國なり此贍部州い縦横七千由旬里をもつて

計ふれい二十八万里東海よりを西海ゆいたるまで九万里南海よりを北海ゆいたるまで九万里天竺い正中ゆよりさらに贍部の中國とす地のめぐりまで九万里震旦ひろしといへども五天ゆなぞらへい一邊の小國なり日本いうれた土をそれ出て海中ゆあり南部の護命僧正北嶺の傳教大師い中州なりとおもはれたりしい南州や東州との中なる遮摩羅や云州あるべきゆや華厳経ゆ東北の海中ゆ山あり金剛山といふやあるい今の大倭の金剛山の支なりやぞされば此國い天竺よりも震旦よりも東北に大海の中ゆあり別州ゆ〳〵神明の皇紋をたて〳〵

なまへる國ありおもへ世界の支なれば天地開闢のもの
めいぼくもうそうなるべきなれども三國の説ものの異な
る天竺の説ハ世のもつまりを劫初といふ成住壞空の四あり
名共の増減あり一増一減を一小劫といふ二十の光帝や
増減を一中劫といふ四十をあつめて一大劫といふ光帝や
いふ天衆空中ハ金色の雲をおこし梵天ハ遍布ハ雲おこ
ち大雨をふらし風輪の上ハ水輪ありて増長し
て天上ハいたるまで大風あつて沫を吹たてて空中ハ
ちがひおくれたち大梵天の宮殿ありその水次第ハ退
下し欲界の諸宮殿ハいたる須弥山四大州鐵圍山を成
をかして万億の世界同時ハちるこれを成劫やいふ此万億の

世界を三千大千世界といふ光帝の天衆下生し次第ハ住にこれを住
劫といふこの住劫の間ハ二十の増減あるべしそのの
ちぐめハ人の身光明遠く照し飛行自在なり歓喜を
もつて合ふ男女の相ありし後ハ地より甘泉涌出味酥蜜
のごとし味ありこれをなめ味著を生ずるつく神
通をもつて光明も消て世間大ハくちりぬ衆生の
報ひをうけ黒風海を吹く日月二輪を漂出ス
須弥の半腹ハおきて四天下をてらしむこれよりそ
めて昼夜晦朔春秋あり地味ハふけりて顔色うるはし
おのおのふべき地味まことせて林藤といふものあり或ハ地味

りゝ衆生まゝ食やゝ林藤まゝうせゝ自然の税稲あるもろゝの美味をそなへたる朝ゆうれいゆゝゑゆ熟ゆ稲を食せゝゆゝゑ身ゆ殘穢出来ぬこのゆゑゆはゞめゝ二道あゝ男女の相各別ゆゝゝけるゆ婬欲のまゝをもゆ夫婦やゝ名づけ舍宅をこのまへてやもゆ住き光帝の諸天後ゆ下生そゝりの女人の胎中ゆいゝゝ胎生の衆生とれるそのゝち税稲生せば衆生うれへなげきておのゝ境をそゝり田種をほゞこゝ植ゝ食ゝに他人の田種をけへ奪ひぬれむゝの出来ゝたゞひゆゝちあゝそゝゝれを決する人をうゝゝゝゝゝば衆ゝもゆゆゝゝひゝ一人の平等王を立名けけゝ刹帝利やりゝ田主とりゝゝゝそのゝゞめの王を民主王やゝ号しき十善の正法をおこなひゝ國を治めゝゝゝ人民これを敬愛に閻浮提の天下豊樂安穏ゆゝゝ病患ゝようひ大寒熱あるこゝをゝゝ寿命も極めゝ久く無量歳なりき民主の子孫相續ゝ久ゝゝ君たゝゝゝ漸く正法もおやろへゝゝゝと寿命も減しゝゝ八万四千歳ゆいたる身の長八丈なゝそその間ゆ王あゝゝゝ轉輪の果報を具足せり先天ゝを金輪寶飛降つゝ王の前ゆ現在に王出たゝゝゆもやあれば此輪轉ゞゝ行くもろゝの小王みを迎へゝ拜伏あゝゝ違ゝものゝゝ即ち四大州ゆ主たりまゝ象馬珠王女居士主

兵等の寶あり此七寶成就するを金輪王と名づく次々に銀銅鐵の轉輪王あり福力の不同によりて果報も次第に劣りたり壽量も百年に一年を減じ身のたけも劣り一尺を減じてそれ百二十歳にあるとき時釋迦佛出たまふ或は百歳の時出たまひき十歳にいたらんころより世きよ三佛出たまひき三災ありつゝ人種をとゝのへ給ふ唯一万人をあまたの人善をおこなひ給ふ壽命も増し果報もまさる二万歳にいたる時鐵輪王出て南一州を領ぜんに四万歳の時銅輪王いでゝ東南二州を領ぜん六万歳の時銀輪王いでゝ東西南三州を領ぜん八万四千歳の時金輪王いでゝ四天下を統領ぜんその報ひ上にいたるがごとくなれば時まさに減ずべし弥勒佛いでたまふべき八万歳の時この後十八箇の減増あるべしかくて大火災ありつゝ色界のもゝまめ禪梵天まで焼ぬ三千大千世界同時に減ずるこれを壞劫といふかくて世界虚空黒雲のごとくあるを空劫といふかくのごとくなること七箇の大劫を経て大水災あり此たびは第二禪までこゝに七々日火災七々の水災を経て大風災あり第三禪まで壞ぜんこれを大の三災といふなり第四禪以上は内外の過患あることなし此四禪の中に五天あり四は凡夫

の住所一ハ浄居天と〻證果の聖者の住所なり此浄居を
をきて摩醯首羅天王の宮殿あり大自在天色界の頂ハ
居〻大千世界を統領ハその天のひろさかの世界ハ
たるなり下天ハ廣狭ハ不同あり初禪の此上ハ無色界の天
梵宮ハ一四天下のいろなり
あるまた四地をもりてなりこれらの天ハ小天の
災ハ逢ハやいなども業力ハ際限あり〻報ひ盡ぬれば退没
をべ〻や見えなり震旦ハこれハ書契を文とする國なれば
や世界建立をいなるこれやたゝうなれば儒書ハ伏犧氏
といふ王ありなりをハいなれば但異書の説ハ渾沌未分
のうちに天地人のをこりめをいなるハ神代のおこりハ相

似たるを或ハまた盤古といふ王ありて〻目ハ日月なり毛
髪ハ草木やなるやいなるこれやもあるをれよりを下ハ
天皇地皇人皇五龍等のもろ〻の氏打續きて於やくの
王ありその間數万歳を経たりといふ我朝のをこりめハ天
神の種をうけて世界ハ建立をこりたる天竺の説ハ似
たる方もあれどもやされど水これハ天祖よりこのかた繼
躰たるをこれ〻唯一種ハまた〻天竺ハもそのた
ぐひなし〻の國ハをこりめの民主王ハ衆のたゝめハ撰ひ立
られ〻よりを相續せるまた世をたもてハその種姓ハ於や
くなりぬされど勢力あれば下劣の種ハ國主やなりあま

さへ五天竺を紗領せるやうもあるべき震旦まさこそやさら見だにこそ〜き國なるむかし世それをふ道たゞしかるべきも賢をえらひく授くる跡あるべにより一種をさだむることやあり乱世ふたるまゝちからをもつて國をあらそふこゝろ民間よりいでくるゝふ居たるもあり或は累世の臣我狄よりおこりて國をうばへるもあり或は伏犠神農その君をまのがれぬふ議をえたるもあり伏犠氏の後天子の氏姓を昏たるこゝろぞふ三十六乱のたゞしきいつふたゝびのみや唯我國のみ天地ひらけ初めより今の今日ふいたるまゝ日嗣を授たまふ支

閑城書曰我国者天祖経始之地日神紗領之州也聖々相承受不咸且依禅譲且皈正理所経九十余代一百七十余万歳也縱雖及末世不可有違越日神誓約可暨無究故也

よろこばれしかば一種姓の中ふおきてもわのがたちら傍よりたゞしへたまひしそぐ猶正ふ道あるべてそなたもちまゝるこれをもつてなぐ神明の御誓ひあるたゝ餘國ふこゝろあるべきいそれあるもの神道のこゝろをわやもく顕そなぐといふこゝろあれや根元を知らざれいみぐあるべきゝ端とふなるねぐそのたいへをもくをんためいたる勅ー侍る神代よりと正理まく受傳へるいをを宣んこゝをもつて常ふきこゆるこゝろいのせぐもつて神皇正紗記とやる名ぐひをへるべき夫天地いまぐ分ぐ時渾沌まく圓るこゝや雞子のごゝまく

神代紀曰古天地未剖陰陽不分渾沌如雞子溟涬而含牙及其清陽者薄靡而為天重濁者淹滯而為地精妙之合搏易重濁之凝場難故天先成而地後定然後神聖生其中焉故曰開闢之初洲壤浮漂譬猶游魚之浮水上也于時天地之中生一物狀如葦牙便化為神号国常立尊

ありけるとかやいにしへの人のかきつけたるものなれば
その氣をぢめるとかれるとは清く明らかなるは
天となりおもく濁れるは地となるその中に一
物なれり出たるこうたち葦牙のごとくに即化して神となり
ぬ國常立尊と申はまことに天御中主の神なり号して奉る此
神は水火木金土の五行の德まことに水德の神なり
らんとなまふを國狭槌尊とまふす次に火德の神を豊斟渟
尊とまふ天の道ひとりなるゆゑに純男にまします純男
とまふへきもその相あり次に木德の神を埿土煮尊沙土煮尊
とまふもけだしめでたし次に金德の神を大戸之道尊大苫邊之尊とまふす

丹後風土記曰与謝郡々家北隅方有速石里此里之海有長大石長二十二百廿九丈廣或九丈以下或所十丈廿丈以下先名拯立後名久志濱然云者国生大神伊射奈美命天為通行而拯作立故

きに土德の神を面足尊惶根の尊とまふす天地の道相まぢ
はりおのおの陰陽のうたちあり然ともその振まひ
なほいとなりこの諸神實に國常立の一神にまします
なるべし五行の德おのおの神やあらせられたまふらんを
六代ともうでまふすなり二世三世の次第を立たるさまいあ
らはるるやうに次に化生したまふる神を伊弉諾尊伊弉冊尊
とぞ申されいまはしく陰陽の二法ふるまはれく造化の元
なりたまふ上の五行い猶ひとつの德なりこれ五
德をあらせしめ万物を生ばぐくまれたまふ天祖國常
立尊伊弉諾伊弉冊の二神に勅をくだしたまふ豊葦原の千

云天撞立神御寐間伏伏云云

私記曰自殿之鳴也猶如言自殿也又曰今見在淡路嶋西南角小嶋是也

五百秋の瑞穂の地あり汝往て治べしとて即天の瓊矛を授けたまふ 此矛は天の磨返戈とも云なり 二神此矛をさげて天の浮橋の上にたゝずみて矛をさし下してかきまさぐりたまひしかばうづ滄海のみあるときその矛のさきよりたれる潮こゝりて一の嶋となりこれを磯馭盧嶋と云ふ此名ふかき秘説あり神代梵語なりその所もあきらかなる人なし大日本の國霊山なり云ふ口傳あり二神此嶋に降居て即國の中柱をたて八尋の殿を化作てやもに住たまふ陰陽和合して夫婦の道あり此矛は傳へて天孫にあたへたまへり

垂仁紀曰時天照大神誨倭姫命曰是神風伊勢国則常世之浪重浪帰国也傍国可怜国也欲居是国故隨大神教其祠立於伊勢国奥宮于五十鈴川上是謂磯宮

いにしへ垂仁天皇の御宇に大倭姫の皇女天照大神の御教へのまゝに國々をめぐりて伊勢の國に宮所をもとめさだめ時大田命といふ神まいりあひて五十鈴の河上に寶物をまうけおくところをさだめ申しおかの天逆矛五十の金鈴天宮の圖形あるを大倭姫命よろこびて其ところをけがしめて神宮をたてらる寶物は五十鈴の宮の酒殿にをきめられきもいまに滝祭りの神と申はこれ竜神なりその神あがりて地中にをさめたまへり一は大倭の竜田神いこの滝祭と同体にましこの神のあがりたまふるにより天柱國柱といふ御名あり

古語拾遺曰天照大神高皇産霊尊乃相語曰天壤無窮者吾子孫可生之地矣宜即以八咫鏡及草薙劒二種神宝授賜皇孫永為天璽者王自後即敕曰吾兒視此宝鏡宜猶視吾典同床共殿以為斎鏡

もいをんこゝろ磯馭盧嶋ふ持くたまひしこゝやいあきらかなる世ふ傳ふやいふこゝやいおぢつうれし天孫の志なぐ所たまふたるこゝぞ神代よりを三種の神器のごゝやく傳へきまふぢ〜けっこゝろれく五十鈴の河上ふあるこゝんもおぢつうる〜但〜天孫も矛や玉とみづうゝ志こうへたまふやいふこゝや見えこうの古語拾遺の説なり然れど矛も大汝の神のたてまつる〜所〜玉をたつる〜矛もあれどいづ也といふこゝを知まづたる〜霊山よりまうて不動の志る〜やなまこゝんこゝや正説なるべこゝむ竜田も霊山ちゝきと共ろなれど竜神を天柱國柱といふるも深秘のこゝろあるぢ

きこゝや凡神書ふけまり〜の異説あり日本紀旧事本紀古語拾遺等ふのせば〜むこゝやい未學の輩ひゝへふ信用〜がこゝうぢ〜こゝろ書の中ふ一変せばこゝやわゝ〜いんや異書ふおきてい正やすべこゝうけるをやかくて大の二神あひこゝろけく八の洲をうみたまふまづ淡路の洲をうみまふ次淡道穂狭別けいふ次ふ伊豫の二名の洲をうみまふ次一身ふ四面あり一を愛止比賣といふこれい伊与なり二を飯依比賣といふこれい讃岐なり三を大宜都比賣といふこれい阿波なり四を速依別といふこれい土佐なり次ふ筑紫の洲をうみまふ一身ふ四面あり一を

白日別といふこれい筑紫なり後ゐ筑前筑後やいふ二を豊日別やいふこゝを豊國ゐを後ゐ豊前豊後といふ三ゑ昼日別といふこれい肥の國なり後ゐ肥前肥後といふ四を豊久土比泥別といふこれい日向なを後ゐ日向大隅薩摩といふ筑紫豊国肥國日向などいへるも二神の御代のそゞめの名ゐあるゆゑ次ゐ壹岐の洲をうみまた天比登都柱といふ次ゐ對馬の洲をうみまた天の狹手依比賣といふ次ゐ隱岐の洲をうみまた天忍許呂別やいふ次ゐ佐渡の洲をうみます建日別といふ次ゐ大日本豊秋津洲をうみまた天御虛空豊秋津根別やいふなべてこれを大八洲といふなりこの外あまたの洲をうみなまふ後ゐ海山の神木のおや草のおやまでこゝやでくうみまでくをいはゞも神ゐませい生たまへる神の洲をも山をもなをたまへるかをを洲山をうみまふ神のあらそれまでくる歟神世のなれば誠ゐそをるをゞゝ二神をるらひく宣ゝく我をゞゐ大八洲國および山河草木をうめを如何ゐ天の下ゑ君たるゐゑをうまゞゝ山やゝく先日神をうみまたこの御子光をうるをくくて國の内ゐてをやをる二神よろこびく天ゐ送をあゞく天上ゑこやをけゞけたまふこの時天地相去るこやゝ遠ゝく天の御柱をまつゞあゞたまふこれを大日

神代紀曰既而伊弉諾尊伊弉冊尊共議曰吾已生大八洲国及山川草木何不生天下之主者歟於是共生日神号大日孁貴次子光華明彩照徹於六合之内

要尊と申は要の字は靈と通ずべきなり陰氣を靈といふ
なり　女神よりまさせおのづから相
うるはしまさい天照大神とも申は日神よりまさなり次
に月神をうみまさはその光は日よりはなはだ天のをせく夜
の政をはじめたまふ次に蛭子をうみまさは三やせをもつる
まで脚たゝざる天磐櫲樟船のせく風のまゝにそれも
そつ次に素盞烏尊をうみまさは勇みたけく不忍なく父
母の御心にうるはしからず根の國にいねやのまゝにうの三柱
い男神にまさはよりて一女三男と申はなはだもとべく
あるゆる神みな二神の所生にまさはいへども國の
主たるべきやてうみたまひしかばこゝに此四神を

申傳へたるにこそ其のち火の神軻俱突智をうみまさ
時陰神やがて神退たまひにき陽神うみいでて火を
三段にきるその三段にの〳〵神やどる血のたゞ〳〵
そゝぎ〳〵神やなれり經津主神　斎主の神とも申　今の檝取の神　健雷の神とも申は
今の鹿嶋の神なり　の祖なり陽神猶たゝひ〳〵黄泉まくに
たゞまゝ〳〵はまぐ〳〵の誓あるべき陰神うみくらの國の
人を一日に千頭ころさんとのたまひければ陽神は千
五百頭を生たまはんと宣ひけるとなり百姓を天益人とも
いふ死をるものはうまれおかきなり陽神は
たゞちにひ〳〵日向の小門の橘の檍原といふところに

御殺しなりしこの時あまたの神化生しなりたまへり日月神
々生なりたまふ伊弉諾尊神功をおはりをふれば天上ふ
のぼり天祖ふ報命く即ち天ふやぐまりたまひそれやぐ
或説ふ伊弉諾伊弉冊い梵語なり伊舎那天伊舎那后なり
やぐらふ地神第一代大日霎尊これを天照大神と申し又
日神とも皇祖やも申なりこの神のうまれたまふこと三
の説あり一ふい伊弉諾伊弉冊の尊あひたまひひく天下
ひあまねくとうまはらんやと先日神をうみ次ふ月神次
ふ蛭子次ふ素盞烏尊をうみたまふやいなりまと伊弉諾
尊ひぐりの御手ふ白銅の鏡をとりく大日霎尊を化生し

右の御手ふやうく月讀尊を生し御首をめぐらしかを
ばみたまひし間ふ素盞烏尊をうむやもいなりまと伊
弉諾尊日向の小戸の川ふ禊ぎしたまひしとき左の
御眼をあらひ天照大神を生し右の御眼をあらひ月
讀尊を生し御鼻をあらひ素盞烏尊を生したまふやも
いふ日月神の御名も三あり化生のやうも三あれば凡
慮もうかがうまじおそれまはること一なり高天原
やいひ二なり日の少宮やいふ三なり我日本國これなり
八咫の御鏡をくせまつりく我を見るごとくまつれよ
やと教へたまひしなりやと和光の御誓ひもあらはれくこと

はゝふるき道あるべくもれば三所は勝劣の義をも存じ
ぶらはげるもはもりこゝは素盞烏尊父母二神はやらを
とゝ根の國はくだりたまふ天上はまもりて姉
尊は見え奉りとゝひとぶらふまゐりたんや申たまひそを
びゆるしは宣ふよりく天上はのぼりまた大うみやぶ
ろき山嶽なり响きこの神の性たゞきだ然らむもはを
む天照大神はやろきまゝして兵の備へをしくまちた
まふこゝの尊黒きこゝろをこゝへたまふはゝで
誓約をもゝく清きと黒きを知るべゝ誓約の御中は女
をうまませびきたるふきこゝろをるべゝ男をうませびよる

心なゝんやゝく素盞烏尊日神は奉られそる八坂瓊の玉を
やりたまひしはめびその玉は感ゝく男神化生したまふ素
盞烏尊よろこびくまさやあれうちぬや宣ひそりふより
て御名を正哉吾勝々速日天忍穂耳尊と申これは古語拾遺の説ま
たの説は素盞烏尊天照大神の御頸はうけたまへる御
紐の瓊玉をこひとゝりく天の真名井はふりすゝぎこれを
かみたまひしはうは先吾勝尊うまれまたその後猶四ち
らの男神うまれたまふ物たゝは我のたれば我子なり
やゝく天照大神の御子はをしたりこれは日本紀の一説なり
はこの吾勝尊をは大神めぐしやおぼゝく常は御服くを

ふもえたまひしかども股子やうやう今の世まおけるき子を
ろろ子やいつゝ僻こやをうかゝて素盞烏尊猶天上ゆま
しかるゆゑけもつぐの科を犯したまひき天照大神いかり
て天の石窟ゆこもりたまふ國の内くらやみなりて昼
夜の見きまへなりぬきもろ〳〵の神たち愁へなげきた
まふその時諸神の上首ゆゑ高皇産霊尊とつ神まして
きむ〳〵天御中主の尊三はしらの御子おはします長を
高皇産霊申次を次を神皇産霊次を津速産霊といふや
見えたまひ陰陽二神こそはじめて諸神を生しまひしゆ
直ゆ天御中主の御子といふ事おぼつかなし　この三神を天御中主の

御子といふこそ日本紀ゆゑ見えぬ古語拾遺ゆ出たり
ゆゑ八百萬の神を集へて相議たまふその御子ゆ思
兼といふ神の神たちゆ石凝姥といふ神をして日
神の御形の鏡を鑄せむその御子ゆ思
のくろあくれば紀伊国日前の神ゆ次ゆ鑄たる鏡う
ろはしまして諸神よろこびあがめたまふ初め
い皇居ゆましまきいまい伊勢まと天の明玉の神をして
五十鈴の宮ゆいつくれ給ふ也　ひと天の日鷲の神をして青幣白幣
八坂瓊の玉をはくしめ天の日鷲の神たちを
をつくらしめ手置帆負彦狭知の二神をして大峽小峽の
材を切て瑞の殿をはくらしむこの外くさぐさその物ども

でゝ備へ給ふ。天香山の五百箇の真賢木を根こゝ
ぐ上枝に八坂瓊の玉をやどしうけ中枝に八咫の鏡を
取かけ下枝に和幣白和幣をゝしなべうけ天の太玉命高皇
産霊の神の子なりをして捧げ持ちゝ天児屋命津速産霊の子或
の孫なり祈禱ら〻む天鈿女命真榊の蔓をとりかけ
蘿蔔を手繦ゆ〻竹の葉飫憩木の葉を手草ゆ〻著鐸
の矛を持ち〻石窟の前に〻俳優をし〻相ともに歌ひま
ふまひ庭燎をあきらかにし常世の長鳴鳥を集へ〻た
ぐひに長鳴せしむ。樂の始なり神天照大神聞しめして我
いらの頃石窟に居て豊葦原の中津國いやまやみ

なくいりに天鈿目命かゝりをどりをして御
手を以て細目にあけて見たまふこの時に天手力雄命と
いふ神思慮の神の子磐戸の脇に立たまひしぞその戸をひきあ
けて新殿にうつしたてまつる中臣の神天児屋命忌部の神
天太玉命なり
まつりくめたはをい日本紀に端出之縄と書て註に
是日影之象といふ引めぐらしてゆゑ帰て申上に
天をどめて晴くもりやすきもあひ見面みれ明らか
に白き手とのべてうたひまひあそびしぞ天のあきらかなるあるは
おもしろしとも古語に甚切なるをあれといふおもしろきあれ
たのしきあるはやけ竹の葉をもけ木の名なりその葉をふる
の声天鈿目の持たま

へる手
草をかくして罪を素盞烏の尊におせおほせておのれおほ千座
の置戸を以て首の髪手足爪をぬきて贖をしめその罪
をもとひて神逐ひおやらはれきその高天原をくだり
て出雲の敷の川上にいたりたまふにその所
にあしなづちの翁と妻あり一の少女をもちてなきかなしぶ
泣々を素盞烏尊たづねとはたまふ我いとこれ國神なり脚摩
乳手摩乳といふこの少女はこれ奇稲田姫といふ
さきに八箇の少女ありて年ごとに八岐の大蛇のためにのま
れき今このをとめまたのまれなむとす尊申されば尊
我おくれんやや宣ふ敕のまゝおほせ申さればこのを

やめと湯津つ爪櫛おやゝかれみづからおほせ八醞の酒
を八の槽おもりてまちたまへしかの大蛇来たり
て頭もの〳〵一槽に入て呑酔てねむりくるを尊ちかせ
る十握の劔をぬきて寸々に切つ尾にいたりて劔の刃を
こぼしてはじめて割て見たまへば一の劔ありそのうへおほく
おほ雲氣ありて天のむら雲の劔と名づく日本武尊おほ
らさめ草薙の劔といふこれ熱田の社にます
あへてくしおほしくこれ奇しきものなり我何ぞ
上られおよゝそ其のち出雲の清地おいたり宮をたて稲
田姫と住たまふ大巳貴神大汝と生まれ素盞烏尊は

つねの根の國に就まゝぬ大汝神この國にまゝ〳〵の今
出雲の大神に天下を經營し給ひそうに依〳〵
これを大國主の神とも大物主とも申はその幸魂奇魂と
大倭の三輪の神にまします
第二代正哉吾勝々速日天忍穂耳尊高皇産靈尊の女栲幡
千々姫命にあひ〳〵饒速日尊瓊々杵尊を生〳〵給ひ吾勝尊
葦原の中洲に下給ひ給へこゝろ〳〵を御子うまれたまひし
うべうれを下はゞ〳〵や申たまひし〳〵天上に留給まづ
饒速日尊を下し給ひし時外祖高皇産靈尊十種の瑞寶
を授けたまふ瀛津鏡一邊津鏡一八握劔一生玉一死反玉
一足玉一道反玉一蛇比礼一蜂比礼一品物比礼一これ也
この尊をやく神さまたまひそうに九國の主とゝいくべ
したまたまはゞ〳〵や吾勝尊下給たまふべうに〳〵やをこれ
天照大神三種の神器を傳へたまふ後に瓊々杵尊に
授けまゝ〳〵に饒速日尊にこれを得たまはゞ然まゝ日
嗣の神にまゝ〳〵ぬたまへ〳〵 此事旧事本紀の説あり日本書紀に見えず
天照大神吾勝尊に天上にをやまたまはくゞ地神の第一
二にうぐゝ奉るそのはじめ天下の主たまへ〳〵や生も
たまひ〳〵ゆゑなり
第三代天津彦々火瓊々杵尊天孫とも皇孫とも申は皇祖

天照大神高皇産霊尊いはきめぐみまして葦原の中洲の主とあまくだしたまへんやとて　みそのの國邪神あれくたやすくくだりたまふことなれば天稚彦やいふ神をくだして見せしめたまひしに大汝の神の女下照姫よやつぎくうたうたうことを申さばみなを見せられしを天稚彦射ぬよるくに名あり雉をはなちて見せられしを天稚彦射殺しつその矢天上にのがりて大神の御まくにあたる血にぬれくたれば怪しめたまひしに投下されしを天稚彦新嘗にふせうする時にあたりて死ぬる世に返し矢を忌いこのゆゑなりはくまたくだるべき神をえらばれ

しに時経津主命撫取の神武甕槌神康嶋の神教をうけくて下りたまへりくに出雲國にいたりて剣をぬきくて地にさかさまくに其上に居て大汝の神に大神の教を告しめむ其子八重事代主神今の葛木の相やくにまします鴨にまします事代主の神の子健御名方刀美神今の諏訪の神にまします諏訪の湖まくに追くに攻られしかばにげまどひぬかくてもろくの悪神をいに罪なへ仕へるべきあくに天上にのぼりくうたうたうて申くたまふ大物主の神大汝の神にこの国を去申てうくれたまへと見ゆ此大物主いさきにまします事代主の神いふところの三輪の神にまします相とも八十万の神を引率て天にまのぼり大神にまをさ

めたまひきよらゝゝく八十万の神を領ゝく皇孫をまもり
まつりたまひそなはるをゝくだりたまひしその後天照大
神高皇産霊尊あひそなはりて皇孫をくだしたまふ八百萬
の神敕を奉ゝく御共ふたうまつる諸神の上首三十二
神あるその中ふ五部の神といふ天児屋命中臣の祖天太玉
命忌部の祖天鈿女命猿女の祖石凝姥命鏡作の祖玉屋命玉作の祖ちうしの
中ふも中臣忌部の二神いとゝかしこきの神敕をうけゝく皇孫を
たすけまもりたてまつる三種の神寶をけちつけまをさ
まづあゝうしあ皇孫ふ敕しゝく宣たゝく葦原の千五百秋の
瑞穂の國ハ我子孫可王之地也宜尓皇孫就而治焉行矣寶

祚之隆當與天壤無窮者矣又大神御手ふ寶鏡をとりたまひ
ひ皇孫ふはゝづけてはゝきゝく吾児視此寶鏡當猶視我可與同
床共殿以爲齋鏡とのたまふ八坂瓊の曲玉天の叢雲の劔
を加へゝく三種やんごとなきこの鏡はこゝろふ分明なるもの
ちゝく天下ふ照臨したまへ八坂瓊のひろがりぐあいゝく
曲妙をもちゝく天下をもちろしめせ神劔をひきはゝくゝ順ふ
そなはるもものをたちゝげゝまつりたまひそなはるぞ此
國の神寶ゝく皇統一種たゞしくまもりたてまつふ
是らの敕ふ見えたる三種の神器世ふ傳ふゝと日月星の
天ふあるよりおれて鏡ハ日の体なり玉ハ月の精なり劔ハ

星の氣をうけてうまれたまひしかるがゆへに
鏡いはきおろしたまふる石凝姥命の作りたまふ八
咫の御鏡八咫は口傳あり玉を八坂瓊の曲玉玉屋命天明玉と作
りたまへる歟八坂は口傳あり劔は素盞烏尊の得たまひし大
神に奉られし蒭雲の劔なりこの三種はいはきたる神勅に
まかせて國を手持たまふべき道なりべし鏡は一物をたく
へ以私のこころなく万象を照らす是非善悪の
ことあらはれば中にいつくしくそなはりてこれをおもてにひ
て感應をなすを德とし正直の本源なり玉は柔和善順
を德とし慈悲の本源なり劔は剛利決断を德とし智恵の

本源なりこの三德を翕受してこれ天下のをさめなりこ
れをもてふうれかなるべし神勅あきらかにして詞つゝしみ
てふむをひろしあまつさへ神器はあらはしたまふ
いかなるたゞしきこころなりや中にも鏡を本とし宗廟の正
躰とあらはされたまふ鏡は明をうるをもてせり心性あきら
かなれば慈悲決断はその中にあるべきなり御影を
うつしたまひしかるゆへに御こゝろをくだしたまひけ
むぞうに天にある物日月よりあきらかなるはなしよりて
て文字を制するにも日月を明とし給へり我神大日の
寶祚をまもりたまへば明德をもつて照臨したまふこゝに陰陽は

おきくけうとくたゝ冥顕ふたきくたのみあり君も臣も
神明の光胤をうけあひいまはゝく敷をうけ神達の
苗裔なりたまをうこれをあふぎ奉らざれべきこの理をは
やくその道ふたがくたゝ内外典の學問もこゝふきはま
るべきふこゝ道のひろまるべきこゝふ内外典流布のち
こゝなりやいひはたゝ奥をうるこゝを細の一目ふよる
なれど衆目のちゝなるればこれを得るこゝをうたきが
たゝ應神天皇の御代より儒書をひろめられ聖德太子
の御時より釋教をたゝふしたまひこれみれ權化の
神聖ふまゝませば天照大神の御こゝろをうけくこゝろ國

の道をひろめふくくしたまふたゝべしかくてこの瓊々
杵尊天降まゝふ狹田彦やいふ神まゝをあひきこれちまこの
神ふてをかゞやきくふ目をあをる神なりふ天鈿女
神ゆきあひぬ皇孫いぢくありいたをまゝまゝたきや問
ふふ筑紫の日向の高千穂の槵觸の峯ふまゝまゝべ
られい伊勢ふ五十鈴の河上ふいたるゞゝや申ふらの神
の申ふのまゝふ槵觸の峯ふあまくだをてをつまをたま
ふべきこゝろをたゝめられふ事勝國勝こゝふ神これも伊
奘諾尊の御子まゝをりてたゞ居たる吾田の長狹の御崎なんこゝろ
ふたべゝや申ふあげたればそのやこゝろふをまゝたま

ひさうまつる山の神大山祇の二の女あり姉を磐長姫や
いふこれは磐石の神なり妹を木花開耶姫やいふこれは花木の神なり二人
をめし見たまふに姉はかくなん見あくるうるはしければ
妹を留めまひしに磐長姫うらみいきどほりて我をもめは
まましかば世の人は命ながくて磐石のごとくあるまじ只
妹をめしたまへば生らん子は木の花のごとくに散落なん
やと詛ひそしりよりて人の命みじかくなれりとぞ木花開
耶姫めはしたまへ一夜よりみぬ天孫あやしめたまひそし
び腹たちて無戸室をつくりて竈を居てみづから火をはな
ちて三人の御子うまれたまふほのちのをはるる時

うみまれたまふを火闌降命といふ火のはるるをもて名とす
を火明命といふのちに生まれたまふ火々出見尊と申しこの
三人の御子をば火もやうやうに母の神もそこなはれたまふ
ぞ父の神よろこびまして〳〵そうまの尊天下を治めたま
ふまさに三十万八千五百三十三年といふをこれより以前
天上にはやがてまさしく神達の御事は年序をかぞへたまふ
や天地ひらけしより以來ひさしく幾年を経たりといふ事
見えたる文なし〳〵そもそも天竺の説は人寿無量なりて
八萬四千歳よりそれより百年に一年を減じ〳〵百二十
歳の時ありひは百歳ともいふ釋迦佛いでたまひていふこの佛の

出世い鸕鷀草葺不合尊の未さゆのこゝちすれば神武天皇元年辛酉
佛滅の後二百九十年よあまるこれより上へうゝしへきわり百年を一年をまゝくこと
をけるかゝふの瓊々杵尊のまゝじめけぐさい迦葉ゆいつ
佛のいぐたまひそるゆきこゆあゝうゝべらん人壽二万
歳乃時ゆの佛い出たまひそるとぞ
第四代彦火火出見尊と申し御兄火闌降命海の幸まけを
のみこゆい山の幸ゆまゝそりまてろみおうへたまひゝお
おのゝゝその幸なりてきゆ弟のみこゆの弓箭お兄の釣鉤
をうへたまをてゝと弓箭をびこうへゝつ弟の尊鉤を奥お
くゝれてらゝなひたまひそるをあれぐらゝせえゝまひ

しふせんかゝとなくて海邊おはまおひたまひき塩土翁の
神のゝ先ふ見ゆまおりあひく憐と申しゝく謀てまて浅めぐゝ
て海神綿積命小童とゝの所ふおくてつその女を豊玉姫
ゆいつ天神の御孫ふめぐたくまたりて父の神お告てゆ
ゝめ申しつはるおふその女ふあひ住たまつ三ゆせばゝて
ありゝ故郷をおりゝ御氣色あてそれぐそその女父おいひ
あゝせて歸りたてまはる大小のうろくぢを集へく問け
るふ口女とゝつ奥病あてゝ見えぐしゝくめゝいぐはを
びそのの口腫たてゝうれをはぐりゝふ失ゝ鉤をはぐりい
づゝまい赤女とゝつまゝこの奥海神いまゝめく口女今
い名とゝゝとつと見えゝう

よりて鈎をふかまりあることなんいひふく
めるうまと海神千珠満珠を奉りて兄をたばかへたまふ
ぬきうたちを殺しへ申ものはけく故郷ふうりまして鈎
をばうばとつみたてまつりぬ兄いたづらくわぎたまへば潮うち
きて兄おろおろしぬやまけしく俳優の民となんやち
うひたまひしうば千珠をもちて潮をたちそけたまひき
これよりて天日嗣をたくへまして海中ふく豊玉姫
をうみたまひしが産期よいたらば海邊ふ産屋をたくて
て待たまへやと申きけしくその妹玉依姫をひきわく海
邊ふゆきあひぬ屋をたくて鸕鷀の羽をふきれしが

ふきもあへず御子うまれたまふとて鸕鷀草葺不合
尊と申しまして産屋をとうばやいまもうの羽をふき
たるゆゑなりやちんけくも産のとき見たまふなとちぎ
て申しをのできく見まうれを竜ふあるぬ耻うしみ
てうれふ耻みせたまそばいい海陸をしく相通たしてたぐく
けるあやなうまして御子をすておきく海中へう
てあるぬのちふ御子のきうしまして産まをきて
てあれみあぐたく妹玉依姫を奉りてやしたひまうく
せるやそのみやに天下を治めたまふこと六十三万
七千八百九十三年しうたう震旦の世をぐめくいへるふ

萬物混然として、あひたがひまじはれる中に、その後輕清物は天となり、重濁物は地となりて、中和の氣は人となる。これを三才といふ。しかるに我国は、もとより、そのはじめは君盤古氏天下を治ること、一万八千年、天皇地皇人皇などいふ王あひ續いで、九十一代一百八万二千七百六十年ばかりあり。一説に実に明らかなり。盤古のはじめは、人の尊の御世の末つかたなるべきにや。

第五代彦波瀲武鸕鷀草葺不合尊と申す御母豊玉姫と名づけ申す。御名あり。御姨玉依姫なり。されば四代の御子うまれ給へり。彦五瀬命・稚飯命・三毛入野命・神日本磐余彦尊と申す。磐余彦尊を太子なりとて、天日嗣を譲り給へり。

やしろ〻の三皇の神の御代七十万余年のあひだ、氏軒轅氏三代あり。せ〻五万八千四百四十二年。一説は一万六千八百二十七年。然らば此尊の八十万余の年あり。親經中納言新古今集の序に伏犧皇德の基〻四十万年といひ、いづれの説によりけん。うおがつ〻なきこゝろあり。その後に少昊氏顓頊氏高辛氏陶唐氏堯也有虞氏舜也といふ五帝ありあるべし。四百一年其次に夏殷周の三代あり。夏は十七主四百三十二年。殷は三十主六百二十九年。周の世とあり。第四代

の主を昭王といひきその二十六年甲寅の年まで周おほよそ一百二十年この年は菁不合尊の八十三万五千六百六十七年ゐあられ今年天竺ゐ釋迦佛出生しまはを同じき八十三万五千七百五十三年ゐ佛御年八十ゐ入滅したまひぬるまでゐ昭王の子穆王の五十三年壬申ゐあるまり其後二百八十九年あり庚申ゐあるまり此神うくれきせまして天下を治めたまふこと八十三万六千四十三年といふ是より上代を地神五代といひ申伏也二代は天上ゐやどりたまひ下三代は西州の宮ゐあり〻の年をおくりまして神

代の事なれど其行迹たしかならず菁不合尊八十三万余年まして〻ゐその御子磐余彦尊の御世より俄ゐ人皇の代となる〻暦數も見ぐうくなるゐくうたがふ人も有べきやされや神道の事ゐ〻なれるかゝ誠ゐ磐長姫詛ひなるまして壽命もみじかくなるこそ神のふるまひゐもうなるやがて人の代やゐうめるまや天竺の說のごとく次第ありて減じたるとは見えぬまる百王まで〻ゐ〻ゐ申伏めるを十々の百ゐあるべる〻窮ゐき代百やいはり百官百姓などいふゐ知るべきまり皇祖天照大神天孫尊ゐみことのるせて寶祚を隆

神代紀曰敕皇孫曰葦原千五百秋之瑞穂国是吾子孫可王之地也宜尓皇孫就而治焉行宝祚之隆當與天地無窮者矣

當與天壤無窮ゆきあるべき天地もむかしふるきより日月も光をあらためぬいまん世や三種の神器世ゆ現在したまふ窮あるべうもちろい我國を傳ふる寶祚也あふきたふやみ奉るべきい日嗣をうけたまふ皇ゆなんおはしまし

評註校訂神皇正統記卷之一 畢

国立公文書館
National Archives of Japan